長野県助成金・支援金・助成金

・新型コロナウイルス感染症に加え価格高騰等の影響を受ける事業者に対し、 中小企業融資制度資金の貸付限度額の引き上げを行います(長野県)

対象:(ア)新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前3か年のいずれか同月に比べ15%以上減少している者

(イ)新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証 4 号を利用する者

(ウ)貸付対象者(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、かつ、物価高騰等の影響を 受け最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が前年同月に比べ減 少している者

https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/happyou/20220610press.htm l(長野県 HP)

・松本市第6波対応事業者特別支援金(松本市)

対象:次の条件をすべて満たす法人及び個人事業者

- ・国が実施する「事業復活支援金」の給付対象者であり、すでに給付を受けて いること
- ・中小法人は、令和4年2月22日現在で市内に本店又は主たる事務所を有すること
- ・個人事業者は、令和4年2月22日現在で本市の住民基本台帳に記録されていること

https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/75/50100.html(松本市HP)

・がんばれ岡谷事業者応援支援金事業(岡谷市)

中小法人等又は個人事業者等で、次の要件を満たすもの

- ・国の事業復活支援金の交付決定を受けていること
- ・中小法人等の場合は、令和4年1月8日時点で市内に本店または主たる事務 所を有すること

対象:・個人事業者等の場合は、令和4年1月8日時点で本市の住民基本台帳

に記録されていること

https://www.city.okaya.lg.jp/sangyo_shigoto/kigyo_shien/21478.html(岡谷市)

·山形村第6波対応事業復活支援給付金(山形村)

対象:次のいずれにも該当する方

- (1) 令和4年4月26日(以下、「基準日」という。) 現在、村内に本店又は 主たる事業所を有する中小法人等、又は個人事業者等にあっては、基準日にお いて村内の住民基本台帳に記録されていること
- (2)国が実施する「事業復活支援金」の給付対象者であり、すでに給付を受けていること
- (3) 山形村暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと https://www.vill.yamagata.nagano.jp/docs/48296.html(山形村 HP)
- ·中小企業者等事業継続支援金(坂城町)

対象:町内の中小企業者(法人、個人事業者)で以下を満たすもの

- 1.町内に本社又は本店等主たる事業所があり、申請日において倒産若しくは廃業していないこと。
- 2.新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年4月から6月までのいずれか1か月の売上げが、平成31年(令和元年)、令和2年又は令和3年の同月比で30%以上減少していること。
- 3.県が推進する新型コロナ対策推進宣言の実施、または、信州の安心なお店の 認証を受けていること。
- 4.引き続き1年以上事業を継続する意思があること。
- 5.町税に滞納がないこと。

https://www.town.sakaki.nagano.jp/www/contents/1634258511585/index.html(坂城町 HP)

・山ノ内町新型コロナウイルス対応事業者支援給付金(山ノ内町)

対象:町内に事業所等を有する法人または個人事業者で、国の事業復活支援金 の給付決定をされた事業者が対象です。

http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/kanko/corona-shienkin.html(山ノ内町 HP)